

医政発 0228 第 6 号
令和 4 年 2 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の
一部改正について」の一部訂正等について（通知）

先般、「「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」の一部訂正について」（令和 3 年 12 月 28 日付け医政発 1228 第 20 号厚生労働省医政局長通知）（以下「訂正通知」という。）を発出したところであるが、その訂正内容の一部及び「「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」（令和 2 年 10 月 30 日付け医政発 1030 第 1 号厚生労働省医政局長通知）の改正内容の一部に別紙のとおり誤りがあったため、別添により差替えをお願いする。

貴職におかれては、訂正内容について御了知いただくとともに、貴管内の看護師等養成所に再度周知をお願いする。なお、本通知をもって、訂正通知は廃止する。ただし、本訂正による対応については下記のとおり訂正通知の対応と変更ない旨申し添える。

記

1. 「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（令和 2 年 10 月に改正したガイドライン。以下「訂正前ガイドライン」という。）「第 6 教育に関する事項」の看護師養成所 2 年課程（通信制）の臨地実習について

訂正前ガイドライン「3 単位制」の（1）の「イ 看護師養成所 2 年課程（通信制）」の「（イ）臨地実習」に「臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに 3 事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに 2 日及び面接授業を教育内容ごとに 3 日をもって構成すること。」と記載されており、これについて、成人看護学及び老年看護学は教育内容ごとの構成としなくても差し支えないと訂正する。この取扱いについては、訂正前ガイドラインの記載に基づき臨地実習を構成している場合であっても、訂正前後で教育内容に変わりはないため、本件に関する変

更申請書類等の修正等は要さないこととする。

2. 訂正前ガイドライン「別表3 看護師教育の基本的な考え方、留意点等」の「看護の統合と実践」の留意点について

「看護の統合と実践」の留意点について、災害看護の基礎的知識の内容が必要であるところ、その旨の記載がなかったため訂正する。この取扱いについては、訂正前ガイドラインの記載に基づきカリキュラムを作成している場合であっても、本件に関する変更申請書類等の修正等は要さないが、講義等において災害看護の基礎的知識を含んだ内容を教授するよう御指導をお願いしたい。

3. 訂正前ガイドライン「別表4 准看護師教育の基本的な考え方、留意点等」

訂正前ガイドライン「別表4 准看護師教育の基本的な考え方、留意点等」の「基礎看護」の記載に誤りがあったため訂正する。訂正前ガイドラインの記載に基づきカリキュラムを作成した場合であっても、「基礎看護」の中に「看護と倫理」「患者の心理」の教育内容が含まれていれば変更申請書類等の修正等は要さないこととする。

以上